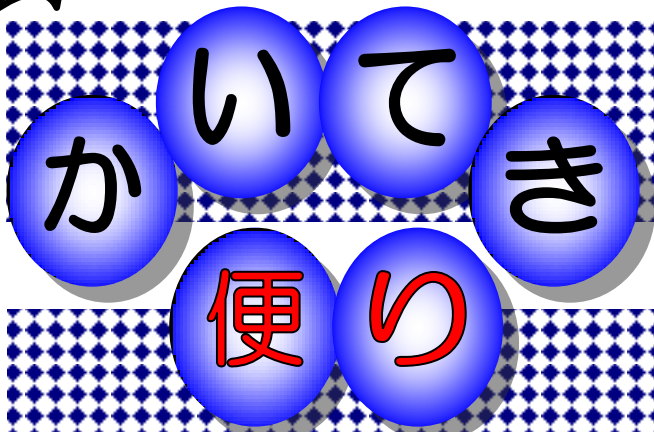


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



平成27年10月1日発行 第135号

○お知らせ

「平成28年4月に、事業所の利用定員が19名未満(予定)の通所介護は、「地域密着型通所介護」に移行します。定員の考え方等を御確認ください。」

「平成27年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！(厚生労働省所管)」

「平成27年版「東京都における介護保険サービスの苦情相談白書」が東京都国保連合会ホームページでご覧になれます！」

「高齢者を消費者被害から守ろう！「福祉」と「消費者」両分野がコラボ！」

「訪問看護ステーション管理者・指導者育成研修の募集ご案内」

「訪問系介護事業者の方へ！紹介予定派遣を活用した新たな人材確保対策を開始します！～潜在的介護職員活用推進事業の創設～」

○報酬算定・運営基準

「事業所評価加算の届出は、10月15日(木曜日)締切りです！」

○最近の動向

「介護サービス事業所の行政処分等について」

お知らせ

○平成28年4月に、事業所の利用定員が19名未満(予定)の通所介護は、「地域密着型通所介護」に移行します。定員の考え方等を御確認ください。

平成28年4月に、指定通所介護事業所のうち、「事業所の利用定員」が厚生労働省令で定める数(19名未満を予定)の事業所については、「地域密着型通所介護」に移行します。

「指定通所介護事業所の利用定員」とは、事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいいます。

対象となる事業所の定員の考え方や地域密着型通所介護の取扱いについて、以下のホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】⇒高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報

>指定後の届出・手続き・通知等>7 通所介護・介護予防通所介護

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html)

【お問合せ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

お知らせ

○平成27年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！（厚生労働省所管）

厚生労働省が全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とし、毎年10月1日を基準日として行っている調査です。この調査は、国の委託を受けた「株式会社インテージリサーチ」が各介護保険サービス事業所に調査票を送付し回収いたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

「厚生労働省福祉・介護施設調査事務局」(株式会社インテージリサーチ)
(フリーダイヤル)0120-577-714

※ 調査についてのお問い合わせは、直接こちらの事務局へお願いします。

※ 調査票は9月末より各事業所へ順次発送予定です。

お知らせ

○平成27年版「東京都における介護保険サービスの苦情相談白書」が東京都国保連 合会ホームページでご覧になれます！

東京都国保連合会では、一年間に東京都、区市町村、東京都国保連合会に寄せられた介護保険サービスに関する苦情等を集約・分析し、苦情相談白書を発行しています。

本年度版から有償頒布は行わず、東京都国保連合会ホームページでの掲載に変更になりました。

いつでもダウンロードしていただけますので、介護サービスの質の向上のためにお役立てください！！

【主な掲載内容】

- ◆苦情件数、サービス利用件数、事業者数、苦情の発生率の推移等。
- ◆東京都、都内区市町村、国保連に寄せられた苦情内容と対応結果。
- ◆国保連の苦情対応事例。
- ◆苦情相談からみえるサービス提供上の留意点等。
- ◆過去15年分の苦情データから、「状態悪化時の対応」に関する苦情を分析し、状態悪化時に起こりがちな苦情とその予防策を紹介。

サービス種類別に
豊富な苦情事例を紹介



【東京都国保連合会ホームページ】

⇒「東京都国民健康保険団体連合会」>「介護事業所等の皆様」>「各種資料」>「介護サービスの苦情相談白書」
(http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/nursing_office/statistical_material/white_paper.html)

【お問合せ先】 東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部介護相談指導課

TEL 03-6238-0173

○高齢者を消費者被害から守ろう！「福祉」と「消費者」両分野がコラボ！

「高齢者見守り人材向け出前講座」受講者 募集中！！

高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～

年々、高齢者の消費者被害が深刻化しています。高齢者を悪質商法の被害から守るため、**高齢者を見守る方々のお力が必要です。**

そこで、都では地域の高齢者見守りネットワークのメンバー、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生・児童委員などの方々を対象に、出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて、詳しくご説明します。

講師派遣期間	平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）まで （土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	原則10人以上 都内の介護事業者、福祉団体、医療機関、配送事業者、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等
申込受付期限	平成28年3月7日（月曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>高齢者見守り人材向け出前講座
(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

お知らせ

○ 訪問看護ステーション管理者・指導者育成研修の募集ご案内

東京都では、訪問看護ステーションの人材育成と安定した事業運営を行える管理者・指導者を育成するとともに、管理者同士のネットワークを構築し、今後増加が見込まれる在宅療養高齢者の在宅看護ニーズに対応することを目的として、管理者・指導者向けの研修を実施します。近日、募集を開始しますのでぜひ御応募ください。

詳細は実施団体である公益財団法人東京都福祉保健財団または東京都のホームページにて御確認ください。

【対象者】 都内訪問看護ステーションの経営者・指導者の方

【研修日数】 2日間

【東京都福祉保健局ホームページ】

高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業＞訪問看護ステーション管理者・指導者育成研修
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/kanrisyakensyu.html>)

【お問合せ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267

○ 訪問系介護事業者の方へ！

紹介予定派遣を活用した新たな人材確保対策を開始します！

お知らせ

～潜在的介護職員活用推進事業の創設～

「潜在的介護職員活用推進事業」とは、民間の人材派遣会社による紹介予定派遣を活用して、現在介護の仕事に従事していない方等（潜在的有資格者）の就業の促進と介護人材の安定的な確保を図る事業です。

【対象事業所】 都内において、介護保険法に基づく、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護のいずれかのサービスを実施している事業所

【費用】 無料（本事業中にかかる派遣料等は都が負担します。）

【事業内容】

都が委託する人材派遣会社が、潜在的有資格者を介護事業所へ派遣します。

派遣に伴い、人材派遣会社が、潜在的有資格者と介護事業所双方に対して、派遣期間中の継続的な支援を行うことで仕事に対する適性を把握するなど、雇用のミスマッチを減らすとともに、潜在的有資格者の就職に当たっての不安を解消することにより、派遣期間終了後の直接雇用につなげていきます。

【申込方法等】 都の委託を受けた人材派遣会社に、直接お申込みください。

【事業開始】 平成27年10月（予定）

【東京都福祉保健局ホームページ】

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/senzai.html>（平成27年10月公開予定）

【お問合せ先】 高齢社会対策部介護保険課介護人材係 TEL 03-5320-4267

○ **事業所評価加算の届出は、10月15日(木曜日)締切いです！**

介護予防通所介護事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所において、平成28年度に事業所評価加算の算定を希望する場合には届出が必要です。なお、既に当該加算の申出をしている事業所において、平成28年度も算定を希望する場合には再度届出の必要はありません。

	評価の申出をしていない事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「1.なし」で届出している事業所)	既に評価の申出をしている事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「2.あり」で届出している事業所)
平成28年度算定希望する	届出必要 「2.あり」として届出してください。	届出不要 【再提出の必要はありません】
平成28年度算定希望しない	届出不要	届出必要 「1.なし」として届出してください。

【提出期限】 平成27年10月15日(木曜日)必着

【提出書類】 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
※様式については下記ホームページをご覧ください。

【提出先・お問合せ先】

◆介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション(老人保健施設除く)

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室
TEL:03-3344-8517

【様式等:通所介護】

東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(通所介護) > 加算届
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html

【様式等:通所リハビリテーション】

東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(通所リハビリテーション) > 加算届
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/8_tuuriha.html

◆介護予防通所リハビリテーション(老人保健施設みなし指定)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係
TEL:03-5320-4264

【様式等】東京都福祉保健局 > 分野からのご案内(高齢者) > 介護老人保健施設 > 介護老人保健施設変更届出等様式
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>

○ 介護サービス事業所の行政処分等について

東京都福祉保健局は、平成27年9月9日付けで「合同会社和楽」が運営する指定通所介護事業所「デイサービスセンターわらく」（東大和市芋窪1-2056-1）、指定（介護予防）通所介護事業所「デイサービスセンター岸」（武蔵村山市岸1-20-8）について、平成27年10月9日から平成28年1月8日までの3か月間、現在及び新規の利用者の受入れ停止を内容とする、指定の全部の効力を停止することを決定しました。なお、処分理由及び不正受領額は以下のとおりです。

1 処分理由

(1) デイサービスセンターわらく（指定通所介護事業所）

不正請求（定員超過減算未実施）

（指定取消等要件：法第77条第1項第6号）

平成24年4月から平成26年5月までの間、デイサービスセンターわらくの業務日誌に基づき月平均利用者数を確認したところ、平成24年4月、平成26年1月、3月、4月、5月を除く全ての月について、月平均利用者数が利用定員を上回っており定員超過状態であった。

通所介護費の算定に当たっては、定員超過利用の場合は介護報酬を減額しなければならないが、デイサービスセンターわらくは介護報酬の減額を行わず、都からの運営指導を受けた平成25年12月以降も3か月にわたり不正に介護報酬を請求、受領をしていた。

(2) デイサービスセンター岸（指定通所介護事業所、指定介護予防通所介護事業所）

ア 不正請求（定員超過減算未実施）

（指定取消等要件：法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号）

指定時（平成24年10月）から平成26年6月までの間、デイサービスセンター岸の月平均利用者数を合同会社和楽から提出された「勤務シフト表」により確認したところ、平成25年12月から平成26年6月について、月平均利用者数が利用定員を上回っており定員超過状態であったことが確認された。

通所介護費、介護予防通所介護費及び介護扶助費の算定に当たっては、定員超過利用の場合は介護報酬を減額しなければならないが、デイサービスセンター岸は介護報酬の減額を行わず、不正に介護報酬を請求、受領をしていた。

イ 不正請求（指定通所介護サービスの提供を伴わない介護報酬請求）

（指定取消等要件：法第77条第1項第6号）

（指定取消等要件：生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項第4号）

平成26年2月から同年6月までの間、利用者1名がサービス提供時間帯を通じて指定通所介護サービスを受けていなかった日延べ110日について、平成26年5月から同年7月にかけて介護報酬を不正に請求し、受領した。

2 不正受領額

約753万円

3 その他

合同会社和楽が運営する、ケアセンター岸（指定居宅介護支援事業所）に対しても、人員基準違反や運営基準違反が認められたため、平成27年9月9日付けで法第83条の2に基づく勧告を行いました。

【問合せ先】

（監査結果）指導監査部指導第一課 TEL03-5320-4290

（介護保険）高齢社会対策部介護保険課 TEL03-5320-4593

（生活保護）生活福祉部保護課 TEL03-5320-4059